

令和4年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会

令和5年2月8日

東京都庁第一本庁舎 北側33階特別会議室N1

【三浦電子調達担当課長】 それでは、委員の皆様、定刻となりましたので、これより入札監視委員会を始めたいと思いますが、開催に先立ちまして、皆様の出席の確認のためにスクリーンショット撮影をいたしますので、そのまましばらくお待ちください。

すみません。もう少々お待ちください。

ありがとうございました。終わりました。

では、これより始めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【前山契約調整担当部長】 委員の皆様、財務局契約調整担当部長、前山でございます。本日はよろしく願いいたします。これより令和4年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。本日は、令和3年度の第4四半期に発注した工事について御意見を頂きます。

委員の皆様には、それぞれ御専門の見地から忌憚のない御意見を頂戴し、東京都の入札契約制度の公正性、透明性の確保にお力添えいただければと思っております。よろしく御協力のほどお願いいたします。

本日御出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者については、資料のほう配付しております。紹介は割愛させていただきますが、本日、経理部長につきましては、公務が急遽入りまして、五十嵐につきましては欠席とさせていただきます。よろしく願いいたします。

なお、本日各議案に沿って、各事業執行局の職員も出席させていただきます。それぞれ各議案の際に御紹介いたします。

委員の皆様は、本日は4名の委員の皆様全て御出席いただいております。

次に、本日の議事進行でございますが、有川部会長にお願いしたいと思っております。

【前山契約調整担当部長】 それでは、有川部会長、よろしく願いいたします。

【有川部会長】 有川です。どうぞよろしく願いいたします。

【一同】 よろしく願いいたします。

【有川部会長】 それでは、本日の議事進行と資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【三浦電子調達担当課長】 電子調達担当課長の三浦でございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、議事進行につきまして簡単に御説明申し上げます。

本日は、当委員会設置要綱第2条第1号に基づく定例審議として、令和3年度の第4四半期に契約した工事について御意見を頂きます。議案は6つでございます。

続きまして、事前に配付いたしました資料について確認させていただきます。本日の資料

は事前に委員の皆様にお送りしておりますが、まず、A4縦の次第一式と、「対象事案の抽出について」というA4横の資料1枚、こちらに本日の案件の一覧がございます。それから、本日御意見を頂く議案1から議案6になります。資料の不足等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、資料は本日の委員の皆様限りで御覧いただくこととさせていただきます。本日の部会終了後も、お取扱いには十分御注意くださいますようお願い申し上げます。

それでは有川部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【有川部会長】 それではまず、本日の議案につきまして、資料1に沿って説明させていただきます。

第二監視部会では具体的な抽出方法として、高額的事案については金額が高い順に上位100件の中から抽出すること、高落札率の事案につきましては落札率100%と99%台の案件のうち、それぞれの金額が高い順に上位50件ずつの中から抽出すること、社会的注目事案については新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること、1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案及び長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとしております。

こうして最終的に決定した事案が資料1に記載された事案となっておりますので、いま一度確認していただきたいと思います。念のため申し添えますと、今回なるべく各委員の関心の高いものを選ばせていただきましたけれども、併せてどの部局からも幅広く対象になるように注意、配慮したところであります。

それでは、これより本題に入ります。ここからは、個人情報や法人等の情報の保護のために非公開とさせていただきます。後日、議事概要及び議事録を東京都財務局のホームページに掲載する予定になっております。

では、大変恐縮ですが、取材等の方は御退席をお願いしたいと思います。

それでは、まず議案1について、準備の上、説明をお願いしたいと思います。

【三浦電子調達担当課長】 少々お待ちください。

(警視庁入室)

【三浦電子調達担当課長】 それでは、議案1の事業所管局である警視庁の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いいたします。

【杉田用度課課長代理(契約調整担当)】 総務部用度課課長代理(契約調整担当)、杉田と申します。よろしくお願いいたします。

【芳賀交通規制課課長代理(交通技術担当)】 交通部交通規制課課長代理(交通技術担当)の芳賀と申します。よろしくお願いいたします。

【有川部会長】 よろしく申し上げます。

【三浦電子調達担当課長】 それでは、議案1を御覧ください。1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は「警告表示板設置工事(1)」です。本件は、希望制指名競争

入札により発注を行ったものであり、希望5者、指名10者、応札1者で、落札率は99.92%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。本案件を含めまして、各事案の内容については、事前に事務局から説明を受けているところであります。

それでは、早速ですけれども、本事案について委員のほうで質問や意見がありましたら、挙手をしていただければありがたいと思います。こちらのほうから指名したいと思いますので、ぜひ挙手をお願いしたいと思います。

すみません。小池委員、お願いします。

【小池委員】 小池です。よろしくお願いします。

こちらの案件につきまして、事前に御説明をいただいた際に、この時期になってしまったということで応札者が少なかったのではないかとということで質問させていただきました。担当局からの御回答としては、債務負担及び早期発注を行って年度当初から工事に着手できるように努めていますというようなお返事を頂きました。こちらについてなのですけれども、具体的に平準化をするための数値目標、例えば上半期、下半期で何割ずつなど、そういった数値目標があるのかということと、ここ数年それは改善されてきているのかということについてお聞きしたいです。よろしくお願いします。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田です。御質問の件につきましてですけれども、まず、今回の案件につきまして、施工時期の平準化に向けて何か当庁のほうで工夫している、あるいは目標としていることはあるかということを中心に答えたいと思いますが、まず、平準化ということを非常に当庁では重要なこととして捉えておりまして、毎年の契約を結ぶに当たっての大きな目標として捉えているところでございます。

以前も当委員会で御意見いただきました内容の具体化ということで、本件につきましては、交通規制課において年度当初の早期発注、あるいは事業者が速やかに工事着手できるように配慮したり、工事発注時期そのものを年度内で適正に分散したりすることにより、平準化を実現しているところでございます。

そのため、平準化に有効とされております債務負担行為という制度につきましては、現在の工事規模では特に活用するケースというのがございませんので、今後の状況によって積極的に採用していきたいと思っているところでございます。

次に、数値的などところで説明させていただきたいのですけれども、発注時期と入札の実施状況というのはリンクするものでありまして、入札を終わって発注という作業に入るものですから、令和3年度中の年度内全体で入札が何件あったかというところで申し上げますと、137件の入札がございました。

これを月別に見ますと、4月から6月までが32件です。7月から9月が35件となり、4月から9月までの上半期においては、合計67件入札を行っております。これは全体の1

37件から見ると約50%の開札件数ということで、半分はクリアしているという形になります。特に早期発注のタイミングとなる4月～6月期では、全体の約24%、年間の約4分の1以上を発注したことになっておりますので、順調に平準化が推進されていると分析しております。

次の10月から12月の入札件数は60件となりますけれども、これは令和3年度というのは、東京2020大会が開催された年のため、4月から8月の工事発注分が若干10月以降にスライドしていたという状況も出ていたと思われまます。

ですから、令和3年度の結果としては、4月から12月末までに全体の約93%の入札を終了していることとなります。翌年の1月～3月の入札件数は10件で全体の約7%と極めて低い率となっており、今回の案件もこの10件のうちの1件ということで処理されている案件になります。

長くなって申し訳ありません。同じく令和4年度、現況ということもお伝えしたいと思いまして、令和4年度の間集計になりますけれども、1月末現在、開札が127件ございます。4月～6月の入札件数は35件。7月～9月は32件で、上半期は67件。率でいうと約53%ということで、半数以上の開札となっております。

ここで、4月～6月の入札件数の割合は全体数の約28%と、令和3年度より4%上昇しているという結果となっております。

次に、10月～12月は52件となり、4月から12月末まで、年内については119件ということで、全体の比率として約94%の開札が終了しているということになっております。これも、前年より1%増加しているということで、前年よりは、いい結果になっていると判断してよろしいかと思われまます。

今年、まだ1月以降の入札が動いているところではございますが、昨年同様、数件程度のところもありますので、順調に平準化を推進していると当庁のほうでは認識しております。用度課におきましても、交通規制課による年度当初の早期発注や年間を通した発注時期の分散化の施工時期の平準化に対応した円滑な入札事務を推進しているところでございます。

長くなりました。申し訳ありません。以上です。

【小池委員】 ありがとうございます。非常に努力されていることと、それと状況が改善しているということがよく分かりましたので、ありがとうございます。

【有川部会長】 他の委員はありますでしょうか。

他の委員がありませんでしたら、取りあえず私のほうから少し、1～2点質問させていただいて、その後、他の委員ありましたら、追加でまた質問していただければと思います。

資料の13ページにあります1者入札になった原因として、辞退していった業者の辞退理由が書いてありますけれども、ほとんど同じような表現になっていますけれども、こういった辞退理由の聴取の結果、次回の入札に向けての1者入札の改善案というのは具体的に立てられると思いますか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田です。今回辞退者が多かったと

いう案件がここにあります、やはり発注時期が遅くなってしまったというところで、平準化と逆にリンクしてくる部分でございまして、他の契約を受注してしまっているという状況がやはりどの業者さんにも出ていて、特に今、人手不足等で人間の技術者の配置ができないという理由がまさに現場の意見だと思えるところでございますので、今後も特に、今回新規事業で特殊な工事ではあったのですが、発注時期を今回の結果を教訓にいたしまして、発注時期を早めるなり、あるいは業者の状況をよくよく判断した上で工期のほうを設定していくことで、もう少し札も入ってくれるのではないかと考えているところでございます。以上です。

【有川部会長】 御案内のとおり、1者入札の問題は最近いろいろところから指摘されて、国民や都民も非常に興味を持っている話題だろうと思いますので、こういった1者入札についての業者からの辞退理由を、判で押したようなこういうパターン化したような辞退理由の他に、発注部局できちんと、なぜこれが1者入札になったのか、今説明がありましたけれども、それが発注部局の原因分析であるとするれば、それをきちんと業者の辞退理由の記述と併せて、発注部局としてどうこれを、1者入札の原因を分析するか。したがって、次回同様の発注には、どこを改善すればいいかというのをきちんと整理して、報告できるような体制を整えていただければありがたいと思います。

それに関連して、12ページですかね、1者入札になりました宮川興業さんの札の価格は、予定価格の金額と、これは事前に公表していますので、こういう結果になるんだろうと思いますけれども、予定価格とほぼ同じような金額で札が入れていますけれども、これは宮川興業さんが札を入れる時、他にライバル社がないという、そういう認識ができる状況下で、この札が入れているのでしょうか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田です。今回の工事は、工事の内容自体は、決して難しい工事ではありませんが、初めてやる作業、あるいは資機材を準備しないといけないという点では、やや手間のかかる内容だったと思うのですが、他の業者さんも同様に入札の価格を調整するということは十分にできたと思われませんが、やはり、繰り返しで申し訳ありません、技術者の配置というところが大きな問題になっているところは、否めない事実だったと思います。以上です。

【有川部会長】 すみません、質問とかみ合わなかったのですが。

【前山契約調整担当部長】 有川部会長、すみません、前山です。よろしいですか。

【有川部会長】 はい。

【前山契約調整担当部長】 入札参加者は、他に何人入札参加者がいるかや、その他の入札参加者が辞退したかどうかについては、一切承知しておりませんので、自分が1者であったという認識は、本人も落札が公表されるまで認識はなかったと思っております。そういう制度になっております。

【有川部会長】 そこは一応確認させていただいた上で、質問したいと思うのですが、本当に価格競争や、あるいは総合評価などで、この事業を取りたい、あるいはこの契約

を取りたいということであれば、競争に勝とうという、そういうふうな努力の跡が見えないのですけれども、なぜ予定価格と同額か、これがたくさん出てくるのですけれども、予定価格ずばり同額か、あるいは少し、数千円乗せるような金額で札を入れたら、まずライバル社がいたら勝てっこないので、本当に取る気があるのかどうか、あるいは競争する気があるのかどうかがよく分からないのですけれども、そういったところをきちんと原因を分析しないと、1者入札が続く、事前公表をそのまましていれば、何か他のライバルがいるかどうか分からないにもかかわらず、予定価格のところにぽんと札を入れて、落札という状況がたくさん東京都の発注で続くと、やはりこれも都民が変ではないかという感想を持つのだろうと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

【杉田用度課課長代理（契約調整担当）】 用度課の杉田です。どうしても競争を働かせるという面で、金額の設定に関しては非常に慎重にしているところがございますが、現在、予定価格を事前公表しているという状況がありますし、それを業者さんのほうで得手不得手がある状況で積算をしていく、やはり技術力の差が出たりすると、価格についても予定価格に近づいてしまったりなど、いろいろな状況があるとは思いますが、その辺につきましては、警視庁のほうでも積算を担当するチームともよく協力しながら調整していきたいと思えます。以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。この案件だけではないので、他の案件のときにも同じことを繰り返すかもしれませんけれども、要は1者入札の原因がきちんと分析されない、そして1者にもかかわらず、事前公表していた予定価格のところに、つまり他者が入っているかどうか全く分からない競争環境があるという状況を前提にしているにもかかわらず、その1者が予定価格と同額か、ほぼ近値の価格で札を入れて落札しているのはなぜかと、1者入札の原因分析の部分と予定価格とほぼ同じ価格で1者が落札している状況はなぜかというのをきちんと分析しないまま、今は事前公表制度を続けることについては、非常に異議があります。そういった意見を申し述べておいて、他の委員の方の意見をお伺いしたいと思います。

今のにあまり関係しなくても結構ですので、他の委員、何かありましたらお願いします。

他の委員は、よろしいでしょうか。飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 この種の工事は、この年度に全体で何件あったのですか。これは今、見ているのは3件ですよね。3件。3か所。だから全部で何か所なのか、相当数が多くて、いろいろな業者にばらけているのではないかな。だから辞退が多い。だから競争性がなくなっている。そういう気がするのですけれども、この年度にこの表示板の設置工事は、1年間に何か所あったのですか。

【芳賀交通規制課課長代理（交通技術担当）】 交通規制課芳賀と申します。この警告表示板を令和3年度に設置したのは、この工事の（1）の3か所と、（2）のほうでもう1件発注しているのですけれども、そこでは23区内に7か所設置しております。以上となります。

【飯塚委員】 では、全部で10か所ということだとしたら、そんなに多くはないですね。必要性は高い事業だと思うのですが、何で1年間に10か所程度で済むのですか。

【芳賀交通規制課課長代理（交通技術担当）】 交通規制課芳賀です。この警告表示板につきましては、令和3年度から始めた事業でありまして、まずは試験設置というところから始めさせていただきました。その10か所で行った警告表示板の効果を見て、今後どうするかという検討をしているところでございます。

【飯塚委員】 分かりました。結構です。

【有川部会長】 ありがとうございます。片桐委員はよろしいでしょうか。

【片桐委員】 はい。結構です。ありがとうございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、意見を確認していきましょう。本案件について、知事に申し上げるかどうかの話は、この後、同じようなケースがたくさんあるので、それらをまとめて申し上げることになるかと思いますが、取りあえず、当議案1に関しては、先ほど言いましたように1者入札の分析を的確に行うことと、他者が入って、当時、札を入れているかどうか分からないにもかかわらず、その1者が予定価格と同額か、あるいは、ほぼ近似の価格で札を入れて落札している事態について、なぜなのかというのを適切に分析する必要がある。

それが十分行われないうまま、予定価格の事前公表を続けることには、やはり問題意識を持って対処してもらわなければいけないということだと思いますが、他によろしいでしょうか。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それでは、警視庁の皆さん、どうもありがとうございました。

議案2に入りたいと思います。

（警視庁退室）

【三浦電子調達担当課長】 準備いたしますので、少々お待ちください。

（総務局入室）

【三浦電子調達担当課長】 それでは、議案2の事業所管局である総務局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いいたします。

【柴田大島支庁総務課長】 総務局大島支庁総務課長の柴田と申します。よろしくお願いたします。

【中越大島支庁産業課長】 総務局大島支庁産業課長の中越です。よろしくお願いたします。

【代永企画計理課長】 総務部企画計理課長をしております代永と申します。よろしくお願いたします。

【三浦電子調達担当課長】 それでは、議案2を御覧ください。同一事業者による長期受注の事案として抽出されました案件で、件名は「阿土山林道災害復旧工事」です。本件は希望制指名競争入札により発注を行ったものであり、希望7者、指名7者、応札4者で落札率

は98.38%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、早速ですけれども、本議案につきまして、質問や意見のある委員の方は挙手をお願いしたいと思います。

【片桐委員】 この案件に関しては、工期が令和4年3月28日までということになっているのですが、かなり年度のぎりぎりの感じの工期になっておりますけれども、このような工期になったというのは何か理由があるのでしょうか。

【柴田大島支庁総務課長】 総務局大島支庁総務課長、柴田からお答えいたします。

こちらの阿土山林道ですが、こちらは林道沿いに新島村役場が管理しております、ごみの廃棄物の処分場がございまして、この処分場に行くためには、この林道を必ず通らなければいけないことになっております。処分場を管理しております新島村役場のほうから、廃棄物の排出量が少なくなる10月以降に工事をしてくれないかという要望がございまして、そのため契約日は11月以降の、後ろのほうの契約としてございます。

【片桐委員】 そうすると、この工期を前倒しするということができなかったということになりますでしょうか。

【柴田大島支庁総務課長】 総務課長の柴田です。

今も申し上げましたとおり、村役場のほうから夏場は観光客が多いとかそういったこともあると思うのですが、少なくなる10月以降に工事を施工するようという要望を頂いておりますので、それを受けましてこの工期としてございます。

【片桐委員】 仮にこれ、工期が1か月早まるだけでも、業者としては手を挙げやすい状況になるのではないと思うのですが、その辺りは御検討いただけているのでしょうか。

【柴田大島支庁総務課長】 総務課長の柴田です。

工期につきましては、支庁のほうから、役場のほうとも相談させていただいておまして、役場、新島村さんのほうからは、やはり工期はごみが少なくなる時期にしてくださいということで伺っております。ただ、委員、おっしゃるように、業者のほうが少しでも工事を入札しやすくするために、工期は動かさないですけれども、入札の手続の時期を早めるとか、そういったことは検討して業者の方が入札しやすい環境を今後つくるように検討していきたいとは考えております。

【片桐委員】 すみません。例えばこれ、28日ではなくて20日とかそういう、1週間前倒しにするとか、そうしたこともできなかつたと、そういうことなのでしょうか。

【柴田大島支庁総務課長】 工期の終期になりますでしょうか。

【中越大島支庁産業課長】 産業課長、中越です。

前に倒すことの検討はできると思います。特に年度末ということで、こういうふうに設定しております。

【片桐委員】 業者のほうとしては、かなり年度末ぎりぎりの工期というのはリスクもあ



るし、やりづらい部分もあるのではないかと、多少28ですから3日ぐらいは前倒しをされているのかも分からないですけれども、そういう観点からも年度末ぎりぎりの工期のようなものをなくしていくという工夫があってもよいかと思ったのですが。

【中越大島支庁産業課長】　　そういうこともできるとは思います。

【片桐委員】　　ありがとうございました。

【有川部会長】　　他の委員もありましたら、どうぞ遠慮なく質問、意見を聞かせてください。

小池委員。

【小池委員】　　小池です。よろしくお願いいたします。

こちらの工事につきまして、頂いた資料では、過去5年間にわたり同じ梶野組さんというところが取っていらっしゃるということで、入札状況の一覧の資料として頂いているところなのですが、この5年間の入札参加者を見ますと、ほぼ同じ事業者さんが毎回入札、あるいは辞退ということもありますけれども、参加されているというような状況なのですが、全て新島の業者だと聞いておりますけれども、そもそも該当するような、この工事を受注できるような業者さんというのが、島にはどの程度の数、あるのでしょうか。

【柴田大島支庁総務課長】　　総務課長からお答えします。

新島の中には該当の業者が7者ございます。

【小池委員】　　そうなのですね。では、その7者全てが入札していたり、そのうちの一部分が入札していたりという状況なわけなのですけれども、そういう狭いコミュニティの中で、いつも同じ顔ぶれが入札していて、いつも同じところを取っているというのは非常に、適切な競争が働いているのかということが疑わしいとまでは申しませんが、疑いを持たれても仕方がないというような状況かと思うのですが、例えばこれ、こういった道の復旧工事、修復工事といったものは島の違うところでも同じような工事をやっていて、そこではまた違う事業者が毎年落札しているなど、そういった事実があるということはないのでしょうか。

【柴田大島支庁総務課長】　　総務課長からお答えいたします。

同様の路面修復工事は令和3年度に1件ございました。同様の路面修復工事は平成31年度と令和2年度は実施してございません。同様の路面修復工事は平成30年度も実施しておりますが、その際には今回の令和3年度とは別の事業者が受注してございます。

【小池委員】　　そういったことをしっかり把握されているというのはとてもよいと思うのですが、こういう狭いコミュニティなので、譲り合いのようなことになっていると疑われると非常にまずいと思いますので、その状況、どうして毎年ここの梶野組さんが取っているかということについては、何かこういった理由からだろうというようなこととか、推察されるようなことはありますか。というのは、他の事業者さんに比べて経営努力で安くしているということはもちろんあるかと思うのですが、特にこの取っていらっしゃる事業者さんが得意としている、得意としているというか、いつもやっているからすぐ安

くできて、新規の方は、なかなかそれは難しいとか、そういった事情がもしあれば、その辺りで新規の方が、新しい方が取れるようにということに何か工夫をしていく必要があるかなと思うのですが、その辺りはどのように把握していらっしゃいますか。

【柴田大島支庁総務課長】 総務課長からお答えいたします。

当該業者が毎年本件の契約を受注している状況で、推察ではございますけれども、本工事には経年劣化している路面修復も含まれておりまして、年度で工事範囲を区切って順に施工している部分もございます。そのため、前年度に受注した事業者は現場の状況をよく把握している状況もございまして、引き続き同一道路を修復工事することは、現場状況の分からない新規案件よりも施工しやすく、当該業者にとって受注の希望も強いのではないかと考えてございます。

また、当該落札業者は、これまで同様の工事を複数受注して、実績を積んでいるといったことも考えられます。以上のことから当該業者は毎年受注できているのではないかと考えられるところでございます。

【小池委員】 分かりました。この状況ですけれども、今の御説明だと、今後もこの状況が続いていくのではないかと感じるのですけれども、そのことについて特に、一応正当に競争が働いていけば問題ないとは思いますが、それが確実に外に伝わるようにすることが非常に重要かと思っておりますので、その辺りについて何か、今後はこれが続いていくのを阻止しようというのは、またそれはそれで競争がおかしくなるのかもしれないですけれども、そのような疑わしき状況にならないようにするために、何をしていこうとか、そういったお考えはありますか。

【柴田大島支庁総務課長】 総務課長からお答えいたします。

今後、より多くの業者の方に応札してもらいやすい競争性を高められるようにするために、債務負担等の活用により、支庁発注の工事だけではなくて、他局発注の工事も含めまして、島全体の東京都発注工事の平準化を進めるよう支庁としても努めているところでございます。

例えば、今年度、令和4年度から支庁の土木課発注の工事については、2分の1程度を債務負担工事としておりまして、今後は辞退理由として一番多い配置予定技術者の配置困難という状況を改善できるのではないかと考えております。

また、先ほども少し申し上げましたけれども、本工事は新島村のほうから施工は10月以降ということで要望されておりますけれども、その工期はそのままにさせていただきますが、業者が応札しやすくするために入札手続を前倒しするという事も検討していきたいと考えているところでございます。

【小池委員】 ただ、時期だけが問題ではないと感じますけれども、より発注の条件ですか、条件といいますか、工事内容をより明確にして、他の事業者ももう少し低廉な価格で可能になるような、何か工夫をしていただけるといいのかなと思っておりますが、取りあえず、以上で、ありがとうございます。

【飯塚委員】 よろしいですか。

【有川部会長】 はい、お願いします。

【飯塚委員】 今の小池先生の冒頭の最初のほうの質問に対する回答、つまり梶野組のようなパターンというのは、そんなにおっしゃったけれども、とてもそうは思えないですね。

むしろこの関連する会社が7社あるのであれば、別の道路ごとにその7社のそれぞれが張りついて、要するに工区ごとに見ていけば、1つの全体の工事を1つの会社が請け負っているんだというように見ることができると思うんですね。ですから他の工事で同じ落札者が続くということはないとおっしゃったけれども、そんなことはないだろうと。もしもなければ、潰れてしまいますよ。だからみんなで上手に分け合っていくから何とかなるというのが常識的な理解だろうと思うのですけれども、そこで改めて伺いますが、こういう形の委員会というのは、今後もずっと続くわけですから、うそを言ったらいけないのですよ。新島村で同じ業者が続けて落札をしているというケースは、この梶野組の他にありませんか。

【柴田大島支庁総務課長】 総務課長からお答えいたします。

今の点につきましては、申し訳ありませんが、今資料を持ち合わせてございませんので、この場ではお答えが、申し訳ありませんができません。

【飯塚委員】 いや、それもあまり適切な回答ではないですね。こういう小さい自治体を舞台にしているのですから、今、私が伺ったようなパターンが何か所もあるのかどうかということぐらいの認識は、それぞれしかるべき方たちなのですから、どこで何年とまで聞いているわけではないのですよ。こういうパターン化したものが幾つか散見されると、されるかどうか伺っているので、もう一度お答えいただけませんか。

【柴田大島支庁総務課長】 総務課長からお答えします。

委員のおっしゃるようなパターン化されているということについては、この場ではそういった資料は持ち合わせてございません。

【飯塚委員】 では、やめましょう。いいです。

【有川部会長】 私も関連して、17ページの過去5年の入札状況を見させていただきますと、平成29年度の事後公表のときには、それなりに予定価格の下で、かなり金額のばらつきがあるのですけれども、平成30年度以降、事前公表をして以降は、梶野組がほぼ公表した予定価格のところに張りついて、それ以外の会社は多少ばらつくのですけれども、とにかく1番札の梶野組に数千円から1万円ぐらいの単位を乗せるような金額で入札状況が出ていて、常に本命が、業者が同じ、続いているというのは、客観的に調整が行われているという疑いを持たれても仕方がない状況になっていますので、これを見たら危機意識を持ってもらって、今、飯塚委員が質問したようなことを、言われなくてもあらかじめ調べて、これが新島で行われている入札の特異なケースで、他にこんなものはないのだということをきちんとあらかじめ調べておくぐらいのやり方をしないと、とても都民に対して説明できないと思うのですが、どうでしょうか。

【柴田大島支庁総務課長】 総務課長からお答えいたします。

繰り返しになって申し訳ありませんが、支庁といたしましては、より多くの業者に応札してもらい、競争性を高めるために債務負担を活用して、東京都の発注工事の平準化を進めるよう努めてございまして、そういった工夫の中でより多くの業者さんに応札してもらって、競争性を高めていく努力は、支庁としてはしているところでございます。

【有川部会長】 先ほどの答えと同じ答えで返されましたけれども、この5年間の入札状況を見て奇異に感じるなど、あるいは問題意識を持たないということ自体がやはり東京都の方たちを、こういった入札制度に対する改革は行われましたけれども、本当に危機意識を持って取り組んでいるようには思えないのですが、どうでしょうか。それは私の取り越し苦労なのかな。例えばこの（非公表部分）がずっと辞退の役割を担っているのですけれども、これはなぜなのかというのは、せめてヒアリングをしてもらおうと調整の一端が見えてくると思うのですが。

【柴田大島支庁総務課長】 総務課長からお答えいたします。

辞退理由につきましては、資料の11ページのとおり確認しているところでございます。

【有川部会長】 その御説明だと、（非公表部分）は、毎年希望はするけれども、人員が足りないというので辞退しているということですか。つまり、先ほどの案件でも言ったのですけれども、辞退した原因分析、なぜ1者入札になったのか、これは1者入札ではないのですけれども、なぜ辞退になったのかという原因分析をきちんとヒアリングするということが欠けているのではないかと思うのですが。

【柴田大島支庁総務課長】 総務課長からお答えいたします。

今回の11ページの資料のとおり、配置予定技術者の配置が困難であるためといった理由を確認しているところでございますが、そういった業者さんも応札に、より参加してもらえるよう競争性を高めるために、繰り返しになりますが、債務負担などの活用によって発注工事の平準化を進めまして、業者があらかじめ配置予定技術者が確保できるような状況にするよう、改善するよう努めているところでございます。

【有川部会長】 片桐委員の意見は他に。同趣旨の意見と理解してもよろしいでしょうか。

【片桐委員】 はい。

【有川部会長】 分かりました。それでは、この案件にあまり時間をかけてもあれですので、最初に小池委員から意見を出され、そして、それを追うようにして飯塚委員から指摘があり、私も同じ意見という感じで申し述べましたけれども、要はこの過去数年間、5年にわたって、頂いた資料を見る限りでは、梶野組がずっと競争入札の中で落札してきて、過去、ここ4年ほどは、梶野組以外のところは、予定価格の中で梶野組よりは数千円や1万円ぐらい上乗せするような金額の札を上げているような状況にあると。

ですから本当に競争が行われているかどうかというものをきちんとこの一覧表の中からさらに分析をしていただいて、競争環境を整えるように、先ほど来、言っておられるようなこと以外にもっとしつかり、なぜこういう状況になるのかという原因分析をしていただ

きたいというのが当委員会からでた意見としたいのですが、他によろしいでしょうか。本件入札一覧に関するさらなる原因分析をしていただきたいと。

【有川部会長】 では、これで議案2を終わらせたいと思います。どうもありがとうございました。

では、議案3に入りたいと思います。

(総務局退室)

【三浦電子調達担当課長】 準備いたしますので、少々お待ちください。

(下水道局入室)

【三浦電子調達担当課長】 それでは、議案3の事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いいたします。

【星野契約課長】 下水道局でございます。経理部の契約課長をしております星野と申します。よろしくをお願いいたします。

【山本設備設計課長】 建設部設備設計課長の山本と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

【有川部会長】 よろしくお祈りいたします。

【三浦電子調達担当課長】 お願いいたします。それでは、議案3を御覧ください。

高額の事案として抽出されました案件で、件名は「篠崎ポンプ所発電設備再構築工事」でございます。本件は一般競争入札により発注を行ったものであり、申請5者、資格確認5者、応札1者で落札率は99.9%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、本議案について、質問や意見のある委員の方、挙手をお願いいたします。

【有川部会長】 片桐委員、お願いします。

【片桐委員】 こちらの発電設備の再構築工事ということですが、再構築ということなので、元の設備があったのだと思いますが、元の設備のほうは契約の相手先はどちらだったのでしょうか。

【山本設備設計課長】 設備設計課長、山本から御説明いたします。既設の発電機を設置したところは、東芝でございます。現在は東芝インフラシステムズという会社が変わっております。

【片桐委員】 ありがとうございます。そうすると、会社名は変わったかもしれないですけども、同じ業者になるわけですね。

【山本設備設計課長】 はい、そうでございます。

【片桐委員】 再構築工事ということなのですが、この工事は元の工事業者でないとなかなか難しい面というのがありますでしょうか。

【山本設備設計課長】 今回、そういったところが極力ないように、既設のいわゆる発電機がもう2台ついているのですけれども、そちらとの関連性がないように改造しないように発注しておりますので、我々としても気をつけて発注させていただいております。

【片桐委員】 その辺りというのは、業者さんのほうである程度御理解いただけていると思ってよろしいのでしょうか。

【山本設備設計課長】 はい。発注図と仕様書を使いましてその辺の関連性がないことは明確に分かると考えております。

【片桐委員】 取組としては非常に望ましい取組かと思うのですが、結果としては、やはり1者入札になってしまっているようで、なかなか実現できてはいないようにもうかがえますが、いかがでしょうか。

【山本設備設計課長】 我々としては、発注条件等の、今回つけたものが2万3,000kVAとあって、非常に大きな、一般家庭で4万世帯分の電気を生み出せるぐらいの大きな発電機なのですけれども、要件としてそういったものを設けてしまうと限られてしまうので、その10分の1程度に、2,500kVAの発電機をつけた実績があれば入れるような取組をしたりなど、先ほど申し上げたとおり既設の発電機とも関連性がないように発注したり、また、もしくは図面もより分かりやすいもので発注するように心がけて取り組ませていただいております。

【片桐委員】 こういう取組というのは、やってすぐ結果を出せるものではないかもしれませんが、引き続きその辺りの工夫というのは必要ではないかと思っておりますので、さらなる工夫をお願いできればと思います。

【山本設備設計課長】 ありがとうございます。

【有川部会長】 小池委員、お願いします。

【小池委員】 今回のこの工事なのですが、非常に高額な工事ですけれども、予定価格は事後公表となっているのですが、辞退理由で、この事業者が辞退されたのが、見積り金額が当初見込みより過大となったためとあるのは、どういうことなのか分からなかったもので、説明していただけますか。

【山本設備設計課長】 この事業者からも見積り等を取らせていただいております。当初、恐らく入札にも参加されていますのでやる気があって出たのだと思うのですが、やはり半導体などそういった部品が高騰している等もございまして、見積りを再度精査してみたところ、見積り価格が当初よりも上がってしまったと私たちは想定させていただいております。

【星野契約課長】 すみません、契約課長、星野でございます。少しだけ、恐れ入ります、補足をさせていただきます。

今回、今、先生、おっしゃっていただきましたように事後公表の案件でございましたが、事前に価格帯、工事の発注規模というものはお示しをしております。本件であれば41億以上44億未満という形で工事の規模はお示しをしております。ですので、その規模感

と、こちらのほうからお渡しをしている書類関係を、最終的に精査をした結果、この事業者につきましては、そのような見積り、金額が合わないという御判断をされたということかと思えます。

【小池委員】 44億を超えてしまうような見積りになってしまったのではないかというふうにお考えだということですか。

【星野契約課長】 会社さんのほうで、そのような形で札を入れられないという判断をされたかと思っております。

【小池委員】 その中で、東芝さんはその金額の中で何とか収めて入札してくださったわけなのですが、こういった工事について、事前の質問でも少しお聞きしたのですが、先々メンテナンスが入るのではないかということをお聞きして、こういったもの、やはりメンテナンスが非常に重要になりますので、それをきちんとその時々で精査して発注していくというようなことをご返事頂いているのですが、やはり、最初安くつくってにおいて、メンテナンスで儲けようというような、極端に言うと、そういう事業が世の中にはたくさんあると思うのですが、そういった事業者と、そうではなくて後で取り戻そうというのではなくて、この工事単体でもきちんと収益が上がるような金額で入札しようという業者と両方あると思うのですが、その辺りは見分けるのは非常に難しいとは思いますが、その辺り、特に今、この事業者が44億ではとても無理だということを41億で落札していらっしゃるわけですから、東芝としては今回の工事、41億は少し赤字かもしれないけれども、後のメンテナンスで取り戻せるしというようなことを、もしお考えだと非常によくはないと思うのですが、その辺りの御心配というのは、どのように考えていらっしゃいますか。

【山本設備設計課長】 我々としても、おっしゃったように更新時と、それから長期に、例えば35年間メンテナンスをするという合わせた契約という考え方もあるとは思いますが、我々の発電機というのは、非常時に使う、非常に変則的な使い方をしているものでございます。

例えば車で言うと、毎日乗っている車と時々しか乗らない車があると思うのですが、毎日乗っている車というのは、ある程度メンテナンスの周期が見えてきて大丈夫だと思うのですが、時々しか乗らない車というのは、乗っていないのであまり減らないところもあったり、逆にたまに乗る関係で急に壊れてしまうようなところもあります。

我々の設備というのは、そういった感じで、本当に使うときは大事なものであるため、常に信頼性を上げておかなければいけないものです。そういったところを考えると、例えば長期で契約を結ぶと、向こうも当然、信頼性を担保しなければならないということで、リスクを考えて、長い期間、部品交換などを考えなければいけないと思います。これは非常に難しいことかなと私は考えております。

ではどうしているかといいますと、我々としては、新しいものをつけた後に、毎年整備点検ではないのですが、保守点検を毎年毎年やって、そのときの状態を見て、こういった

部品はもうへたってきているので、交換しなければいけないなど、車検みたいなものやっ  
て、次のメンテナンス時にこういったものを替えなければいけないのか、しっかりと確認し  
て精査した上で交換することで、メンテナンス費用も抑えられると捉えて、このような発注  
を考えております。

【小池委員】 分かりました。今回の東芝さんの見積りについては、この事業者より当然  
安かったということになるのかと思いますけれども、特に見積りにおいて、問題になるよう  
なところは見当たらなかったと御判断されているということですか。

【山本設備設計課長】 はい、そうでございます。

【小池委員】 分かりました。

【有川部会長】 飯塚委員。

【飯塚委員】 この工事は再構築工事ということのようですが、下水道局で、再構築工事  
の契約で、もともとの業者がAとすれば、AがBに替わったことというのは今までにありま  
したか。

【山本設備設計課長】 あります。今まで同じ会社でないケースもございます。

【飯塚委員】 それは何件ぐらい、何件中何件ぐらいあるのですか。

【山本設備設計課長】 それはすぐには、今、手元にデータがないものですからお示しす  
ることができません。大変申し訳ございません。

【飯塚委員】 では、後で結構ですから大事なことなので示してください。

【山本設備設計課長】 承知しました。

【有川部会長】 では、私のほうから。これまで片桐委員や小池委員から出た質問と関連  
する、重複するところもありますけれども、少し私のほうからも切り口を変えて聞かせてい  
ただきたいと思います。

予定価格の事後公表にもかかわらず、落札比率が99.9ですか、かなり高落札率になっ  
ている原因は何だと考えておられるのですか。

【山本設備設計課長】 私、設備設計課長、山本が説明いたします。

まず、今回の積算なのですけれども、ほぼ見積りを徴収したものを使って単価を決めてお  
ります。ですので、我々の標準単価とは違って、見積りですので99.9に近く、非常に予  
定価格に近くなったというように捉えております。

【有川部会長】 追加でお伺いしますと、その見積りは何社から取ったのでしょうか。

【山本設備設計課長】 見積りは7社から取らせていただいております。

【有川部会長】 それで、その7社から取った見積りをどういうふうな形で予定価格に集  
約するのですか。

【山本設備設計課長】 予定価格は、7社並べて一番安い価格を採用して、内容を精査し  
た上で、設計のほうに組み込んで積算しております。

【有川部会長】 そうすると、この落札した東芝さんが見積りを出した価格で予定価格が  
ずばり立てられているわけではないので、やはり99.9%の札が入るとするのは、非常に



奇異に感じるのですが、その辺はどういうふうに解釈されているのでしょうか。

【星野契約課長】 すみません、契約課長、星野でございます。若干補足させていただきます。

今回の入札の経過を追わせていただくと、第1回目の札が予定価格を超過してございまして、落札に至りませんで、2回目の札で東芝さんが99点何がしのパーセンテージの札を入れていただいて整ったという案件でございます。

【有川部会長】 1回目は幾らの金額が入ったのでしょうか。

【星野契約課長】 申し上げます。税抜きの金額でございますが、37億4,000万という数字が1回目に入りまして、2回目が37億3,500万。こちらで落札をしたという結果でございます。

【有川部会長】 1回目の札は、税込みでやはり41億になるわけですかね。

【星野契約課長】 税込み予定価格を、41億を超えてございましたため、1回目では落札に至りませんでした。

【有川部会長】 結局、自分のところが出した見積り以外の7社の見積りの中で安いものを積み上げていって予定価格を立てていますので、最初の1番目の札がぎりぎり予定価格を上回ったとしても、ほぼ税込み41億のところまで動いているということは、事前に41億から44億という事業枠を公表しているところが大きく効いているのではないかと思います。その答えを頂きたかったのです。

事業枠を公表していると、結局事業枠の中で一番低い価格を1者だということが分かっていないというお話ですけれども、もし1者だということがある程度薄々感じれば、事業枠の中の一番低い価格を入れれば、大体それは予定額の事前公表と同じ役割を果たしているのではないかと考えて、今お話をしているのですが、公表された事業枠のはみ出るような札を入れるということは認められるのですか。結果的にそれは事業枠の外に出してしまうと落札できないのでしょうか。

【星野契約課長】 はい。上にはみ出てしまいますと、予定価格を超過ということになりますし、大幅に下回ってしまいますと、今度は例えば調査基準価格、低入札の部分さらに下回るような価格の札が入ってしまいますと、そちらも落札に至らないケースが多いというところはございます。

【有川部会長】 そうすると予定価格の事前公表と何が違うのでしょうか。

【星野契約課長】 あくまでも、ある程度の幅をお示しして競っていただくというところで、ピンポイントでのお示しではない形で競っていただく環境づくりをしているというところはございます。

【有川部会長】 恐らく事業枠の公表の枠のつくり方だと思うのです。予定価格というものをどこに置いて幅をつくるかによっては、つまりもぐり予定価格の事前公表になりかねないので、事業枠の公表が予定価格の事前公表とは明確に違うのだということをぜひ、誤解のないように運用していただきたいのですが、少し私のほうで考え過ぎなのでしょうか。予

定価格があって、その予定価格の幅の中に事業枠というのを公表すると、予定価格の事前公表と何が違うのだということをはっきりさせていただけるとありがたいのですが。

つまり言葉が悪いのですけれども、隠れ事前公表ではないということ、事業枠の公表がそういう機能を果たしていないのだということ、合理的な説明をしていただけるとありがたいのですが。

【星野契約課長】 すみません。先生がおっしゃる御回答になっているかどうか分からないのですが、基本的には価格帯につきましては、事前にある程度、枠を幾つも設定してございまして、今回の案件は4.1億何がしというところに予定価格がはまってまいりましたので、ここのお示ししている4.1から4.4の枠にはまってきたというところとございまして。ですので、必ずしも一番下にあるのか一番上のほうにあるのかというのは、案件によって状況は少し異なってくるのではあります。

【有川部会長】 私も事業枠の設定の仕方、運用を必ずしも知っているわけではないので、今のお話で、よく取れば予定価格が4.3億の場合もあるし、4.2億の場合もある。

【星野契約課長】 おっしゃるとおりです。

【有川部会長】 4.1億から4.4億という枠がずっと幾つかの枠の中にあって、たまたま今回その枠の中の一番低いところで予定価格が一致したから、業者が札を入れるときにそのところに入れば事前公表と同じ機能を果たしたかという、たまたまのケースだという理解でよろしいのでしょうか。

【星野契約課長】 そうですね。今回はたまたま一番下、下限値に近かったと理解してございます。

【有川部会長】 分かりました。今後も事前に事業の枠を公表する運用について、注意して見ていきたいと思っておりますけれども、ぜひ予定価格の事後公表が事前公表と同じような結果をもたらすことのないように、事業枠の設定、公表の仕方についての運用を適切にお願いしたいというのを、私のほうの個人意見として申し述べさせていただきます。

それでは、他の委員の方、何か追加でありますか。

飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 今の事業枠の件ですけれども、事業枠の幅を小さくしていくと、それは限りなく予定価格になってしまいますよね。もしも4.1億から4.1.5億というふうな事業枠を設定したら、予定価格は事前には言わないまでも、ほぼ類似のものを言っていることになる。そう思うのですが、いかがですか。

【星野契約課長】 幅が非常に狭くなってしまいますと、非常に近似値になるというのは先生がおっしゃるとおりかと思えます。幅の設定の部分につきましては、当局だけではなくということもありますので、その辺りはもちろん少し研究させていただければと思っております。

【飯塚委員】 入札に当たって事業枠を設定するというのは、工事に関する規程のどこに書いてあるのですか。

【星野契約課長】 すみません、お待ちください。

【高柳契約調整技術担当課長】 先生、すみません、事務局の高柳です。

制度の話ですので、財務局からお答えさせていただきたいと思います。入札の参加に当たりましては、我々は当然予定価格を決めた上で発注をしています。その上で、当然その予定価格が大体どれぐらいの範囲にあるのかということをお知らせしています。それは先ほどから下水道局からお話のあったとおりです。

予定価格の公表について、我々は通知でも、あるいは指名のときの基準にもその幅については定めています。定めている理由なのですけれども、当然こうしたような規模感なのでということで事業者さん側にしっかり示して行って、その価格帯であればということで参加するというような受注者に意欲をしっかりと持っていただくということも大事ですし、一方で、先ほどの実績ですね。事業者側が予定価格に対して一定の実績を持っていないと、なかなかこの履行をしっかりとできないだろうというようなことで、一定の参加に当たっての実績の要件を我々として課しています。

ですので、予定価格がある程度の範囲で分かっていないと、自分が持っている実績がどの程度なのかということがなかなか分からないと、要は申し込んでも実績が不足して指名にならないといったケースも中には出てまいります。そうしたことから我々は幅を持った形で予定価格については、この間にあるのだよということを示した上で発注をしているということにしています。

【飯塚委員】 後で結構ですから、私たち4人に今の関係する通知を送ってください。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局高柳です。

承知いたしました。後ほど先生方に御連絡を差し上げたいと思います。

【有川部会長】 まだ議論は尽きないとは思いますが、時間の関係もありますので、議案3について、各委員が出されたことを踏まえまして、こういったところを改善してもらいたいというのを3点ほど申し上げたいと思います。

1つは、1者入札の結果を踏まえまして、他の業者が参入できるような環境を整えるために、常にそういう問題意識を持って、既設の発電機との関係性をできるだけ取らないような形で他の業者が参入できるような工夫をしたというお話ではあるのですが、結果的に1者入札になっていることもありますので、この1者入札になった原因を業者の型どおりの答弁だけではなくて、しっかりその原因分析をやり、まだ競争環境が十分整えていないのかどうかというのをきちんとそここのところを分析していただいて、さらに他者が参入しやすくなるような環境づくりを工夫していただきたいという意見を1つとして挙げておきたいと思います。

それと関連するのですが、こういったものの再構築で、それまで、当初構築した業者以外の業者がこういった競争環境を整えたという、そういう結果を踏まえて他の業者が参入したという事例が全体の中でどのぐらい今あるのか、母集団に対してどのぐらいの事例で参入業者、新しい業者が交代した例があるのかということをお知らせいただきたく

いというのが2つ目であります。

3つ目が、最後に出ました予定価格の事前公表と同じような機能を事業枠あるいは事業規模の設定、公表が果たすことのないように適切に事業規模、事業枠の設定、公表をしていただきたい。その運用について、細心の注意を払っていただきたいという。かつ、我々としてもこれまであまり議論してこなかったところではありますので、事業規模の運用の仕方について、さらに注意して見ていくことにしたいと思います。

以上3つの付帯意見をつけて、3番目の議案を終わりたいと思います。よろしいでしょうか。何か追加がありましたら追加していただいて結構なのですが、他によろしいですか。

【有川部会長】 では、この3つの意見を付帯意見としてつけさせていただくということで、議案3を終わらせていただきまして、議案4に行かせていただきたいと思います。

どうも下水道局の皆さん、ありがとうございました。

【下水道局一同】 どうもありがとうございました。

(下水道局退室)

(財務局入室)

【三浦電子調達担当課長】 それでは、議案4の事業所管局である財務局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いいたします。

【保泉庁舎整備課長】 庁舎整備課長の保泉と申します。よろしく申し上げます。

【有川部会長】 よろしく申し上げます。

【三浦電子調達担当課長】 お願いいたします。それでは、議案4を御覧ください。

高額の事案として抽出されました案件で、件名は「都庁第一本庁舎(3)電気設備改修工事その2」です。本件は一般競争入札により発注を行ったものであり、申請1者、資格確認1者、応札1者で落札率は100%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、議案4につきまして、質問、意見がありましたら委員、挙手をお願いしたいと思います。

片桐委員。

【片桐委員】 本案件は総合評価方式だということなのですが、電気設備工事ということで、比較的汎用的な工事のような気がするのですが、総合評価方式にしなければならなかった理由というのはどのようなことなのでしょう。

【保泉庁舎整備課長】 都庁の第一本庁舎の一部のフロアなのですが、非常に重要な部分の改修工事として、これは、居ながら工事ということで非常に煩雑で技術力の必要な工事となっております。ですので、金額だけで応札されては困るということで、技術力のある会社を選定したいというところから採用しております。

【片桐委員】 それは、技術の問題なのでしょうか。それともプランニングの問題なので

しょうか。

【保泉庁舎整備課長】 両方あります。技術面でも非常に困難ですし、調整等も非常に難しい業務になってきます。配置する技術者も経験がないと、なかなか難しいのではないかなというところがありまして、確実な技術者を確保する技術力のある企業を選定するという事で採用しております。

【片桐委員】 ありがとうございます。

【有川部会長】 私のほうから、少し基本的なことをお伺いしたいと思うのですが、1者指名と随意契約はどう違うのでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 では、すみません、事務局のほうからお答えをさせていただきます。

今回のケースはあくまでも公表をして、参加者を募った上で結果的には希望1者。総合評価であったというところもあって、任意選定という形を取らなかったというところかと思えます。あ、これは、一般競争入札ですね。一般競争入札ですので、特に任意選定というのには行っていないと。参加者に対して指名を行ったという形になっております。随意契約は、あらかじめ東京都のほうで契約をする。そこではないといけないということで選定をして契約をする手法ですので、またそういう点で違うのかなと考えております。

【永島契約第一課長】 契約第一課長、永島です。補足させていただきます。

随意契約につきましては、その業者でしか行うことができないということを東京都側で判断しまして、そこを見積り合わせを行うものでございます。今回のケースのような一般競争入札につきましては、1者、そこでしかできないというのではなく、先ほど総合評価で行ったという話がありましたけれども、ある程度の技術力を持っている会社が複数者いるという確認を取った上で、競争入札に付するというものでございます。説明は以上です。

【有川部会長】 これが一般競争だったら分かるのですけれども、指名1者というのは随契と何が違うのかがよく分からないのです。

【永島契約第一課長】 契約第一課長の永島です。本案件は指名競争入札ではなく、一般競争入札ですので、条件に合ったところが、皆さん手を挙げてきて、その資格を確認した上で入札参加をしていただくというものでございます。以上です。

【有川部会長】 今の話ですと、どの段階かでは、1者応札だというのが分かるのですか。

【臼田契約調整担当課長】 参加者については最後まで分からない状態です。あくまでも、結果として事業者としては最後に分かるという状況です。

【有川部会長】 指名というのはどの段階で指名するのですか。つまり指名されない業者は、札を入れてこられないと思うのですが、どの段階で指名をするのか、そのところが随契とどう違うのか、制度的によく、まだ理解できなくて申し訳ないです。

【永島契約第一課長】 契約第一課長の永島です。競争入札には指名競争入札と一般競争入札が存在しております。今回のケースは一般競争入札でございまして、こちらから示した条件に合致するところは、どなたでも手を挙げることができます。その中で資格に合致して

いる業者さんは、排除することなく全者参加できるというものでございます。

一方、指名競争入札の場合ですと、東京都の場合は、希望制の指名競争入札をしておりますけれども、業者さんのほうから希望を出していただいて、その中から競争性のあるように10者になるように選定をします。例えば12者希望があった場合、2者は御遠慮いただいて10者にするとか、そういったことがございます。また、希望が10者に満たない場合、6者程度希望があった場合には、4者任意選定をして競争性を保つよう10者選定すると、これが指名競争でございます。

本件の場合は、一般競争入札ですので、希望というか手を挙げてきた会社について、資格を満たしていれば全てこちらで参加していただくというものでございます。以上です。

【有川部会長】 理解が悪くて申し訳ないのですがけれども、国はこういうのはないので、1ページにあります応札1者というのが書いてあれば、それだけしか書いていなければ分かるのですがけれども、全1者、応札1者と、これを、全1者と応札1者の間にどういう溝があるというか、関係があるのかがよく分からないので、この全1者というのは何を指すのでしょうか。

【前山契約調整担当部長】 今回の資料では、この全1者というのは、入札参加資格を確認した人が1者ということです。

【有川部会長】 資格確認ができたのが1者だけと。

【前山契約調整担当部長】 はい。

【有川部会長】 そうすると、その人しか札が入れられないというわけですね。

【前山契約調整担当部長】 そうです。

【有川部会長】 どの時点で確認して、入札するときにはもう他の者は絶対札を入れられないということが分かるのでしょうか。

【白田契約調整担当課長】 参加している事業者は、最後まで分からない状態です。我々は分かりますけれども、当然、参加している事業者については、最後開札の段階まで何者で来ているのかとか、それについては分からないという状況でございます。

【有川部会長】 つまり資格がありますよという確認の通知から札を入れるまで、どのぐらいの時間的な間隔があるのですか。

【永島契約第一課長】 契約第一課長です。案件の予定価格の規模によりますけれども、大体こちらから資格を確認して通知した以降3週間から4週間、相手が見積る期間として取っておりますので、大体それぐらいかかった後に、応札をしていただくということになるかと思えます。以上です。

【有川部会長】 分かりました。常識的に考えたら、1者しか資格を確認できなかった場合に事前公表するというのは、何か工夫できないのかなということでもずっとくどく聞いていたのです。でも、今のお話からいくと入り口のところでもう事前公表をするということになっているわけですかね。

【永島契約第一課長】 先生、すみません。少し御説明いたします。

本案件につきましては、1回、入札を執行しようとしたところ、全者辞退、つまり札入れがなかったために不調となった案件でございます。東京都の制度としまして、1度不調になった案件につきましては、再度公表するときには事前公表に変えると。当初は事後公表だったものを再度公表するときには事前公表に切り替えるということでやりましたので、今回の議案となっています案件については、事前公表になったというものでございます。以上です。

【有川部会長】 制度は重々知っているのですがけれども、要は紋切り型に、この金額以上だったら事前公表するのだ、あるいは不調になったら事前公表するのだというのは原理原則で、運用で弾力的にできないものなのかなと思って、考えながらいろいろ聞いているところでもありますので、原理原則で答えられても全然かみ合わないものになるので、申し訳ありません。一応制度は承知した上であえて聞いているのです。

すみません。私だけ少し長く聞きました。では、他の委員、どうぞよろしくお願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 有川先生、よければ事務局から少し今の不調再発注に当たっての御説明差し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【有川部会長】 はい、お願いします。

【高柳契約調整技術担当課長】 今、先生からお話がありました不調再発注の場合、これまで我々は不調であった場合、次、当然再発注していくのですが、そのときには次の不調を避けたいと、我々はやはり思っておりますので、そのときには事後公表であったものを事前公表に切り替えることで、より多くの事業者が、この金額であったならばやろうかなということで参加いただけるのではないかとということで、事後から事前に切り替えるということをやってきました。

一方で、今回もそうだったのでございますけれども、実際に案件を公表してやってみたのだけれども、みんなが辞退したというケースも中にはあります。あるいは別のケースとしては、実際の札が予定価格を上回って、業界のほうが高額だろろうということで合わなくて不調になるというケースがやはりあります。

今まで、事後公表であったものを今度事前にするというのは全てのケースでやったのですけれども、やはり我々の予定価格に対して業界側の受け止めといいますか、実際の金額としてそういうと大体ぎりぎりのところであるならば、事前公表にしていくことは意味がどうか効果があるだろうと。

ただし、例えば技術者が配置できない、あるいは低入札調査基準価格を割ってしまって不調になってしまうといったケースというのは、もう一度予定価格を伏した上で、要は予定価格が低くて不調になっているというわけでは必ずしもないだろうというものについては、引き続き不調再発注の場合にも事後公表とするということを我々、昨年、制度のほうを見直して運用を始めました。

ですので、先ほど先生がおっしゃられたように、不調だったら全部、これまでは事前に切り替えていたという、少し機械的なのではないかと、そういった御意見があったかなと思

いますが、我々そうした応札の状況などを見ながら、より競争性を高めるような、そんな工夫は昨年行ったところがございますので、応札状況などを見ながら何か工夫ができないか、そこは引き続き考えてまいりたいと思っております。

事務局からは以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。少し安心しました。全く画一的にそういう制度をつくったらそれですと押し切るのではなくて、ケース、ケースに応じて弾力的な運用ができるということを、常に問題意識を持って見直していただくということが大事なはずなので、例えば建築工事、土木工事等々で工事種類ごとに事前公表のガイドラインの金額を定めていますけれども、これも、そのガイドラインにはまったらすぐに必ず事前公表をするのではなくて、ケース、ケースに応じてある程度運用を変えられるような仕方をしていくことや、あるいはガイドラインそのものを状況に応じて見直していくということを検討していただきたいというのが率直な意見なのです。

他の委員の方の意見を聞きながら、またこの問題については話し合っていきたいと思っておりますので、この問題に限らず、他の委員、本案件について何かありましたらお願いします。

飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 19ページの入札経過調書を見ると、他の業者が辞退をしたということが調書の上で表れていないですね。だからこれ、第1回とあるけれども、本当の第1回というのは、この前にあったのではないのですか。

【永島契約第一課長】 契約第一課長の永島です。本案件は先ほど申し上げたように一般競争入札ですので、指名競争入札のように任意選定をすることがございません。希望を出してきたのはこの1者だけということですので、1者において開札を執行したというものでございます。以上です。

【飯塚委員】 1者だから事前公表をしたということなのですか。

【永島契約第一課長】 契約第一課長です。1者だから事前公表をしたということではなくて、まず、案件を公表する時点で予定価格は公表しております。その公表内容を見て希望を出してくるという形でございまして、希望はこの1者のみだったということでございます。以上です。

【飯塚委員】 電気工事で、事前事後の区分は幾らからですか。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局高柳です。

事前事後の金額なのですけれども、また根拠の話であれですが、建築では4.4億以上、土木については3.5億以上、設備については2.5億以上が事後公表。それより下回る金額については、事前公表ということになってございます。

本件なのですけれども、2.5億を超えるような金額ではあるのですが、件名を先生、御覧いただければと思うのですが、電気設備改修工事その2というふうになってございまして、その1の工事が1回発注しておるのですが、そちらが不調になっているということがございます。不調に当たりまして再発注をしていくということで、当時は、不調再発注のもの



は全て事前公表にしていこうということがありましたので、この案件につきましては、本来であれば事後公表の金額にはなるのですけれども、再発注だという理由をもって事前公表にしたと、こういったものでございます。

【飯塚委員】 では、その1というのは、その2と中身は、金額以外は同じなのですね。

【保泉庁舎整備課長】 はい、同じです。

【飯塚委員】 分かりました。

【有川部会長】 他の委員はよろしいですか。ありましたらどうぞ。

飯塚委員。

【飯塚委員】 やはり分かっていないな。電気工事で8億の工事というのは、そんなにあるわけではないわけですから、業者としては、取りたい仕事だろうと思うのですけれども、それはどうしてその1の工事で不調になったというふうに解釈していますか。

【保泉庁舎整備課長】 不調後に確認したところ、全然金額が合わなかったということが分かりました。もう少し詳細に確認したところ、先方の積算上の考え方の相違などもあったようですが、全然我々の希望している金額よりも上回ったので、辞退したということでした。以上です。

【飯塚委員】 結構です。

【有川部会長】 主として予定価格の事前公表を中心とした議論になりましたけれども、予定価格の事前公表、事後公表については、制度としては出来上がっているのですが、先ほどたまたま制度として出来上がっている予定価格の事前公表についても、不調になったものについても、一律に事後公表から事前公表に変えるというわけではないという運用の見直しも行われているという話がありましたので、ぜひ、そもそも予定価格の事前公表は国交省の指導で、全国的に見れば平成18年頃から全廃しようという動きになっているところで、東京都はなおこういうふうな、制度改革にもかかわらず、まだこうやって残っている。

これが他の自治体とどういうふうな歩調、整合性が取れているのかどうか少し心配なのですけれども、他の自治体の状況は今後、また教えていただくこととして、当面東京都の事前公表の制度の理由として、中小企業の積算に係る負担に配慮するという、これに基づいて先ほどのような工事ごとに一定の金額、それに満たない金額の工事については、予定価格を事前公表する。結果的におっしゃるように、ほとんど運用はその予定価格に張りつくような形で高落札率が続いてきている状況にあるのだらうと思いますので、ぜひ中小企業の積算に係る負担を軽減したいという本家本元というか、本来の事前公表の目的に本当に即した運用になっているかどうかを常に頭に置いて、検証していただきまして、先ほど申し述べたように予定価格の事前公表についても、機械的な運用、あるいは見直しの十分かけられないような固定的な運用になることのないように、さらに検討を続けていっていただきたいと。

本案件だけの話ではないのですけれども、せつかく弾力の案でありますので、これに関してそういう付帯意見をつけさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。何か。

他によろしいですか。

【有川部会長】 では、そういう付帯意見をつけさせていただきまして、予定価格についての今後の検討をお願いすると、この案件につけて申し述べたいと思います。

それでは、議案4は、これで終わらせていただきまして、議案5に入りたいと思います。財務局の皆様、どうもありがとうございました。

【財務局一同】 ありがとうございました。

(財務局退室)

【有川部会長】 ここで休憩を15分入れたいと思いますので、4時10分から再開したいと思います。16時10分再開ということで、議案5から再開したいと思います。では、15分休憩を取らせていただきます。

(休憩)

(産業労働局入室)

【有川部会長】 それでは、16時10分になりましたので再開したいと思います。議案5に入りたいと思います。

それでは、準備の上、説明をお願いしたいと思います。

【三浦電子調達担当課長】 それでは、議案5の事業所管局である産業労働局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いします。

【山本総務課長】 産業労働局の総務課長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【有川部会長】 よろしくをお願いします。

【鑑森林事務所保全課長】 産業労働局森林事務所保全課長の鑑と申します。よろしくお願いいいたします。

【有川部会長】 よろしくをお願いします。

【三浦電子調達担当課長】 それでは、議案5を御覧ください。

高落札率の事案として抽出されました案件で、「梅沢治山工事」です。本件は希望制指名競争入札にて発注したものであり、希望5者、指名10者、応札1者で、落札率は100%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、質問、意見がありましたら挙手をお願いしたいと思います。

ございませんでしょうか。

では、私のほうから。14ページを見ていただきたいと思いますけれども、各者の辞退理由が書いてありますけれども、やはり1者入札の原因分析というのは非常に、次の契約、入札の改善をするために非常に重要だと思いますが、例えば14ページの3番目の会社のように、弊社都合により辞退させていただきますと、そのとおりなのかもしれませんが、果た

してこのような辞退理由を頂いただけで、次の1者入札改善のための対策が講じられないと思いますので、この後どうするか、次の1者入札を回避するために、どういうふうな工夫が必要かということをごひ、検討されているのでしたら原課のほうにお聞きしたいのですが。

【鑑森林事務所保全課長】 保全課長、鑑から御説明をいたします。

辞退理由、あるいは不参理由は、聞ける範囲でヒアリングするように現在でも努めてはいるところです。また、東京都の森林土木建設業協会の事務局を介しまして、どうしたら不調がなくなるか、しっかり入札していただけるかということは意見の収集をしているところでございます。以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。

飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 今日の議案の1で、警視庁の工事の発注に当たっての平準化の数量、つまり期ごとの件数について教えていただきましたが、産業労働局で平準化に向けての努力がされた結果について、数値的なものを表示していただきたいのですが、可能ですか。

【鑑森林事務所保全課長】 割合ということですか。

【三浦電子調達担当課長】 事務局の三浦です。すみません。

1番目に警視庁の案件で、平準化の結果としての数値ということで、例えば第1四半期に同じような案件を何件やりましたとか、第2四半期何件やりました。それで第3四半期何件、何件で、平準化がなされていますとか、そういった数値はあるのですか。同じような工事を平準化して大体1年間で前半に何件あって、後半に何件あって平準化は結果として出ていますとか、そういったものが分かる数値の資料等がありますか。

【鑑森林事務所保全課長】 今、手元にはないです。

【高柳契約調整技術担当課長】 先生、よろしいでしょうか。

【飯塚委員】 はい。

【高柳契約調整技術担当課長】 事務局の高柳です。要は本件を含めまして、工事の平準化については全庁を挙げて進めています。国交省は平準化率というものを示しており、年間で動いている件数を平均化しまして、一番件数がへこむのが第1四半期、4から6月になるわけなのですが、そこが一定以上の数字に上げていこうという、こんなようなことをして年間のばらつきがないような、そんな取組を今、しています。

局ごとに、局によって持っている施設あるいは工事ができるタイミングなども変わってきますので、局ごとに平準化の目標などを定めて、今まで取組しているところがありますので、後ほどそうしたところをお示しできるようにしてまいりたいなと思っております。

【飯塚委員】 できたら、今日はいいですけども、今後、議案のページの下のほうにでも、その局の平準化率、それを書くようにしていただけませんか。

【高柳契約調整技術担当課長】 お示しの仕方について、今後預からせていただいて、検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【飯塚委員】 お願いします。

私は以上です。

【有川部会長】 他の委員、ありますでしょうか。

私のほうから、すみません、先ほどに関連してもう1点、伺いたいですけれども、これも警視庁の案件辺りと同じような付帯意見になるのかもしれませんが、1者入札のさらなる適切な分析と併せて、1者入札だということは、落札した業者は分からないはずなので、なぜ予定価格とほぼ同額の札が入るのか、その辺をどういうふうに分析していますでしょうか。

【鑑森林事務所保全課長】 森林事務所保全課長、鑑です。

森林事務所におきましては、情報開示の請求が年間複数件ありまして、業者側のデータ分析が相当進んでいると推察しております。場合によっては、1つの発注案件において、3者、4者、5者が同じ札、金額で入れてくるようなケースもあります。本件においては、取った業者が、取りあえず取れたらいいかもしれないけれども、取るときは満額がいいなみたいに、たまたま入れたのが100%の金額だったと理解しております。以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。先ほどの案も、やはり1者入札でほとんど予定価格と同額の札が入っている。結構、これまで見てきたのもそういうケースに遭遇しているものですから、今の説明も一理あるのかもしれませんが、そっちこちこの1者入札になったものが事前公表した予定価格と同じ価格か、ほぼ同じ金額で入札しているという状況が納税者から見たら、どうしたんだというような疑問を持たれないように、ぜひ案件ごとに、今、課長の一つの分析だとは思いますが、もう少し外向けに説明できるような客観的な分析をしていただけるとありがたいと思います。

よろしいでしょうか。1者入札の原因分析と併せて、1者にもかかわらず、予定価格と同額ないしはほぼそこと近似のところに入れている。課長さんの説明がありましたように、取れたらいいやというような業者もそれはあるかもしれませんが、通常であればやはり競争入札に参加する以上は競争に勝ちたいという意欲があるはずなので、予定価格のところに入れるということ。要は、ポイントは1者入札の原因分析を行われてはいますけれども、さらに次の入札、契約の改善につながるように適切な原因分析をするとともに、併せて1者にもかかわらず、1者かどうかわからないというのであればあるほど、やはり取りたいということであれば、当然予定価格より同額とかほぼそれに近似した価格よりも本当は低い札が入ってくるはずなのに、なぜ予定価格あるいはそれに近似した価格が入って1者入札の落札が決まっているのかと。その辺のところをきちんともう少し原因分析をしていただいて、適切な対応が取れるようにしていただきたい。あるいは、納税者の疑問に答えられるようにきちんと整理しておいていただきたいと思います。

他に委員の方、意見はありませんでしょうか。

【有川部会長】 他の委員がなければ、今言いました、繰り返しの件ですけれども、分析検討について付帯意見等をつけさせていただきまして5番目の案件を終わりたいと思いま

す。

どうも産業労働局の皆様、ありがとうございました。

【産業労働局一同】　　ありがとうございました。

(産業労働局退室)

【有川部会長】　　それでは、最後の6番目の案件に入りたいと思います。

準備、説明をお願いいたします。

【三浦電子調達担当課長】　　準備いたしますので、少々お待ちください。

(水道局入室)

【三浦電子調達担当課長】　　それでは、議案6の事業所管局である水道局の出席者を紹介させていただきます。

自己紹介をお願いいたします。

【弦巻契約課長】　　契約課長、弦巻と申します。よろしくをお願いいたします。

【有川部会長】　　よろしくお祈いします。

【柳田水運用センター施設管理課長】　　水運用センター施設管理課長の柳田と申します。よろしくをお願いいたします。

【有川部会長】　　よろしくお祈いします。

【三浦電子調達担当課長】　　それでは、議案6を御覧ください。

高落札率の事案として抽出されました案件で、件名は「本郷庁舎外51か所給水栓自動水質計器用信号伝送装置取替工事」です。本件は、希望制指名競争入札にて発注したものであり、希望1者、指名7者、応札1者で、落札率は100%となっております。工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、質問、意見がありましたら各委員、挙手をお願いいたします。

小池委員、お祈いします。

【小池委員】　　小池です。よろしくお祈いいたします。

本件につきまして、1者入札となってしまったことについて、今後どう改善していくのかということ事前に質問させていただきました。その御回答としまして、本工事のようなLTE化工事については、令和3年度では3者、令和4年度では5者が入札に参加しておりますというような御回答を頂いたのですが、これについては、どのような工夫というか努力をされてそのようになったのか、例えばよくある話ですが、平準化という意味で、工期がこういう年度末ではなかったとか、そういった何か、どうして改善できたと分析しているのか、それが今後も改善した状態をキープできるとお考えかというところをお聞かせいただきたいです。

【柳田水運用センター施設管理課長】　　それでは、水運用センター施設管理課長の柳田で

ございます。今、頂きました御質問について、回答させていただきます。

こちらの工事ですけれども、基本的にはどの会社でも受注できるように設計図書のほうに、機器の仕様ですとか工事を行うために必要な技術情報というものは掲載しております。その上で、実際にその仕様を満たす機器を開発できているかどうか、調達できるかどうかというものに関するヒアリングを業者に対して実施しております。

そして、実際に、ある程度水道局として計画的に発注が期待できるということを各業者さんが認識しまして、例えば、単発で新たな、今回のような工事を出したとしたときに、実際にそれを設置するための各会社での技術開発というものは、やはり費用対効果で考えたときに、なかなかその1個の工事だけでペイするのは難しい。ただ、今後、2026年を目標に、計画的に更新していくということを局の年間発注ですとか、実際に令和2年、令和3年と出していくことによって、ある程度回収することが見込めるということを実際ヒアリングの中でも確認していったところでございます。

その結果、先ほどおっしゃっていただいたとおり、3者、5者というふうに応札していただけた企業が増えてきたと認識しております。以上です。

**【小池委員】** 御回答ありがとうございます。参考にお聞きしたいのですが、先ほど技術開発にかかるコストを回収できるかというようなお話だったかと思うのですが、こういった工事というのは、東京都以外でも行われているものなのですか。

**【柳田水運用センター施設管理課長】** はい。今回の工事は既に事前に説明していただいているとおり、FOMAという信号伝送方式から4G、LTEという方式に通信方式を替える工事でございます。私も他の業界でどういう扱われ方をしているのかは、そこまで詳細は、把握はしておりませんが、同じように各地点に流量ですとか、圧力、あとはこういった計測信号ですね、伝送するような設備というものは多くあると考えております。

ですので、水道局に限った話ではなくて、先ほどいろいろな情報を公開させていただいているというお話をしましたけれども、機器自体は、1社ではなく複数社で信号伝送装置自体はつくっておりますので、他の分野でもある程度は需要があるものだと認識しております。以上です。

**【小池委員】** 分かりました。ありがとうございます。

**【有川部会長】** すみません。小池委員の質問に関連させていただいて、もう既に答えられた部分があるかもしれませんが、なぜ西川計測さん以外が今回辞退したと、これに対して最終的に手を挙げなかったかというのは、どういうふうな原因だと分析されているのでしょうか。

**【柳田水運用センター施設管理課長】** 水運用センター施設管理課長の柳田でございます。R3年度の段階で、各社が技術開発、実際に機器は調達できるのですけれども、それを設置して運用するためにやはり多少の改造、手を加えなければいけないということがあるのですけれども、その辺りの技術開発が、実際他社でも進んでいたのかもしれませんが、そのレベルに達していなかったということも1つ原因として考えられるのかなと思

います。加えて、幾つか、R3年度は2案件出していますけれども、もう一つの案件に焦点を当てて準備をしていたという可能性も捨て切れないのかなというふうには考えております。以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。だんだんその辺の部分は競争環境が整っていけば解決するのかもしれませんが、本案件だけに限定しますと、やや制度的な話になるのですけれども、希望が1者で他は任意という形でこうやって指名しますと、最終的には希望者が1者になる確率、1者入札になる確率が非常に高くなると思うのですけれども、そういった場合でも事前公表はそういう制度になっているからといって、それを貫徹するんですかね。こういう場合ですと、ほぼ1者入札になる蓋然性が高くて、この者に予定価格をお伝えするというのは、納税者としてやや納得いかなと思うのですが、どうでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 まず、順序としまして、予定価格の事前公表をした上で参加者を募って、結果的に1者の希望があつて、競争性を確保するために任意の指名を行って進めた案件です。希望が1者であることが分かってから事前公表にしたわけではなくて、もともと事前公表ということで参加者を募っています。順序としてはそういった順序になっていると御理解いただければと思うのですけれども。

【有川部会長】 そうですか。理解が十分でなくて申し訳なかったのですが、そうすると希望を募る前に予定価格を開示する、事前公表するというのが段取りなのでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 はい、そうです。あらかじめ予定価格を公表して、参加者を募るという手順になっております。

【有川部会長】 分かりました。では、事前公表を弾力的に運用している、つまり機械的に常に金額を、一定金額以下のものについては、事前公表するのではなくて、ケース、ケースに応じていろいろ弾力的な運用をするという、そういうことを考えたとした場合も、仕組みとしては、最初の皆さんに希望はありませんかというその段階で、事前公表をするかしないかというその選択肢になるということなのですね。確認だけなのですけど。

【臼田契約調整担当課長】 そうです。そのような形でやっております。

【有川部会長】 分かりました。ありがとうございます。それを頭に置きながら事前公表の弾力的な運用をまたさらに検討していかなければいけないのかなという確認をしました。ありがとうございます。

では、他の委員の方。すみません。また他の質問がありましたらお願いします。

飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 今日、他の案件もあつたのですけれども、試行的なものだから云々という言葉があつたんです。今回のこれもそういう意味では、令和3年度スタートで試行的な部分があるのだということなら、箇所数をもっと減らして分割発注をすれば、いろいろな会社がトライをしてくる、そういう可能性があつたような気がするのですが、どうですか。

【柳田水運用センター施設管理課長】 水運用センター施設管理課長の柳田でございます。

当局で同じよう信号伝送装置の取替えを行わなければいけない数が実は550ありまして、今回も分割したうちの1つだとお考えいただければと思います。

それで、これ以上また分割してしまうと、スケールメリットが落ちてしまったりだとか、施工性を考えて、先ほど申し上げた550か所のうち、今回は自動水質計器というものを固まりとして出しております。それ以外にも、テレメーター設備、あとは応急給水設備ということで設備ごとに分割することによって実際受けやすい、ばらばらですと、それぞれの機器に応じて養生をしたりだとか、あとは取付け方が変わったりしますので、できるだけ設備ごとに、できるだけ工場製作期間であるとか、現場施工期間が適切になるようなロットで今回出させていただいていると考えております。以上です。

**【飯塚委員】** 分かりました。

**【有川部会長】** 他の委員はよろしいでしょうか。

大体、各委員の意見が1点に集約されたと思いますので、要は今回の1者になった原因についてもきちんと発注部局で分析していただいております、機器の調達が可能であるけれども、それを適切に装置として設定していくノウハウがまだ十分浸透していない。ですから、前年度、あるいは今年度から徐々に競争性が高まっていくことが考えられるということです、今言われたように全体で550か所になるような、そういう事業規模であれば、今後は先ほどの説明にあるように競争性が当然確保されるということを目指して、万一、本件と同じような1者入札になるような状況がありましたら、速やかに原因を分析して、今回の説明と違う状況も出てきますので、なぜ1者入札なのかというのを速やかに改善に結びつけていただくということを付帯意見として、申し述べて、議案6を終わりたいと思いますが、他によろしいでしょうか。

**【有川部会長】** ありがとうございます。

それでは、水道局の皆さん、どうもありがとうございました。

**【水道局一同】** ありがとうございます。

(水道局退室)

**【有川部会長】** 以上で、議案1から6が終わりましたけれども、事前公表については、いろいろ課題があり、個々の予定価格の事前公表についてはいろいろ議論が出ましたけれども、今すぐ知事に具申するほどまでの問題が具体的に出てきたわけではありませんので、個々の案件ごとに申し述べたものを付帯意見としてつけていただくということで、今回は知事に特に具体的に申し上げる案はないということにしたいと思いますが、他にご意見等よろしいでしょうか。

**【有川部会長】** では、その結論で、一応事務局のほうで議事録案を記録していただいていると思いますので、議案1から議案6のそれぞれの結果につきまして、要点を復習していただければありがたいと思います。

**【高柳契約調整技術担当課長】** それでは、事務局高柳です。議案1から6、簡単に振り返らせていただければと思います。



まず、議案の1、警視庁の警告表示板設置工事でございます。

小池先生から平準化についてどのような状況になっているか、あるいは改善されているかといったことのお尋ねがございました。警視庁といたしましては非常に重要なことと捉えているといったことで、早期発注ですとか、年度内の分散化など努めていると。そうした結果といたしまして、上半期に半分以上の発注がなされていること、あるいは年内に9割以上の発注がなされていること、また昨年よりも改善が図られているといったような回答がございました。

有川先生から、予定価格に近い金額での応札になっているというようなことがありました。競争に勝とうという努力が、この応札の結果だけだとなかなか見えづらいようなことがあると。なのでしっかりと原因分析が必要ではないかと、予定価格付近での落札が増えることについて、やはり都民目線で考えるべきではないかと。ですので、1者入札の分析、あるいは辞退理由の把握、こうしたことが十分行われないと事前公表というわけにはなかなかいかないのではないかと、こうした御懸念の御意見を頂きました。

そうした観点から、発注部署としても引き続きこうした分析、あるいは状況の把握をしていくべきではないかと、こういったような御意見を頂いたところでございます。

議案1については、以上でございます。

続きまして、議案の2です。総務局の災害復旧工事についてでございます。

まず、工期について、3月28日までとなっていたところなのですが、こうした理由は何があるかといったことで、片桐先生からの御質問がありました。

村のごみ処分場の活用との関係で、時期にしてはどうしても後ろのほうになってしまうと、こういったようなお話がありました。これをもう少しぎりぎりまでとなると、事業者のリスクもあるということで、もう少し前倒すことはできないかというようなお話もありまして、もう少しそうした工夫も今後考えていきたいといったような御回答を差し上げたところでございます。

また、これは4人の先生方皆様から頂いたところでございますけれども、どうしても島という限られた中で、いつも同じところが落札しているというのは、競争がきちんと働いているかといったような懸念が生じかねないのではないかと、こうしたようなお話を頂きました。

総務局からは、平成30年度は別の事業者が同様の案件で取っているというような事情もあるというようなお話ししたところではございます。その上でも、過去5年にわたって同じ事業者が落札していると、本当に競争が行われているかということ、原因を分析しながらしっかりと確認すべきだと4人の先生方から頂いたという認識をしております。

続いて、議案3の下水道局のポンプ場再構築についてでございます。

結果として1者の応札になったということなのですが、取組として、1者入札を避けるためにどのような工夫をしてきたかと、このようなお話がありました。発注条件を一定程度緩和したりですとか、あとは既存の設備との関連性、これを少なくするような工夫をし

たりですとか、あと図面も分かりやすいような、そのような配慮をしているというようなお話を差し上げました。片桐先生から、すぐに結果は出ないかもしれないが、引き続き努力をしてほしいと、このようなお話も頂いています。

また、小池先生から、今後つくった後、メンテも当然あるわけで、初め安くして、後のメンテもあるということで落札をしていく事業者も場合によってはあるのではないかと、そういう心配もあるのではないかとというようなお話も頂きました。

なかなか建設とメンテナンスをいちどきに入札していくのは事業の性質上難しいというお話も局のほうから回答差し上げました。保守についても、しっかりと点検をしながら手を入れていくところを精査しながらしっかりとそこは運用していくと、このようなお話を差し上げました。

また、飯塚先生から、再構築工事、元施工、いわゆるもともと施工したところ、ここと再構築での事業者が今いるわけなのですけれども、こうした元施工ではない事業者が取ったケースというのは、どれぐらいあるのかと、こうしたことを後ほど整理して回答していただきたいと、こういった御意見も頂きました。

こうした1者入札の分析、あるいは元施工以外が参入した実績を整理しながら、幅を持った形で予定価格、幾らから幾らまでということで我々は運用しているわけでございますけれども、こうした予定価格の事前公表と同様な形にならないように適切に運用すべきではないかと、こうしたような意見を頂いたところでございます。

続きまして、議案4、庁舎改修の電気設備工事でございます。

まず、片桐先生から総合評価方式、これを取り入れた理由は何かといったようなお尋ねがございました。調整ですとか、技術的にも難しいといったことで、品質確保の観点から適用したものだと、こうしたようなお答えを差し上げました。

また、有川先生から再発注のときの予定価格の公表についてお尋ねがございまして、我々、それまでの制度と、あとは見直した後の制度につきまして、御報告のほうは差し上げました。引き続き、こうした応札状況を見ながら改善できることはしてほしいと、このような意見を受けたところでございます。

続いて議案の5です。産業労働局の案件でございます。辞退を何者かしていましたので、その辞退理由について、どのような検討をしているかといったところでございます。産業労働局といたしましても、辞退や不参については、できる限りヒアリングするように努めているといったお話、また業界団体に事前に相談しながら、どのような形で工事をしていくべきかといったような意見の収集もしていると、このようなお話を差し上げました。

また、平準化について、どのような努力がされているかということで、飯塚先生から御意見を頂いたところでございます。この辺りはまた後ほど、部会が終わった後に情報のほうは提供させていただきながら、今後、監視部会でどういった形で情報提供差し上げるか、そこは引き続き考えさせていただきたいと思っております。

総括的な意見としては、1者入札となった原因分析、また予定価格と同額近いような応札

になったような状況について、引き続き分析をしていって、客観的に説明できるような努力をしていくべきではないかと、このような御意見を頂いたところでございます。

最後、水道局の議案の6でございます。1者入札の改善に向けて、どのような工夫をしているかというようなお話を頂きました。水道局からは、どのような会社であっても受注できるように、必要な技術的な要件については、設計図書にしっかり載せているといった話がありました。また、技術開発を伴うような工事であるという話もありまして、そうした技術開発、各事業者の後押しをできるような形で長期的な見通しもしっかり示していくというようなことをやっているのと、こうした結果、意欲が高まった結果として、入札参加者も増えたのではないかと、このようなお話もありました。

また、有川先生から、なぜ辞退したと思うかといった、この辺の分析についてどう考えているかというお話もありました。既存の設備などは当然あるわけですが、多少手を入れなければいけないところもあると、そういったものから、事業者によっては、そうしたことができるレベルに達している事業者と、中にはそうではない事業者がいて、そうした差が出たのではないかということ、また、この案件だけでなく、別にも同様の案件があるということで、そちらとの兼ね合いの中で応札しなかったという事業者も中にはいたのではないかというようなお話もありました。

また、飯塚先生から、もう少し分割していけば、いろいろな事業者がトライできるような可能性もあるけれども、そこはどうかというお話もありました。これにつきましては、工事の規模ですとか、あるいは施工性も考えて、工事の分割については、適切にやっていくというような御回答を差し上げました。

有川先生からは最後、1者入札ですね、この辺りの分析、今後競争性の確保がしっかりとできるように努力をしていくべきだと、1者となるようなことがあるならばしっかり分析して改善を図っていくべきだと、このようなお話を頂いたところでございます。

簡単ではございますが、振り返りとしては以上でございます。

**【有川部会長】** ありがとうございます。高柳課長のほうから復習をしていただきまして、高柳課長の復習の報告の中で、我々の付帯意見というような形で述べていただいた部分を本委員会の中でのそれぞれの議案についての改善と、あるいは見直しに向けた検討をしていただくという形で、それを除いては先ほど申し述べましたように特に知事に申し上げる事項はないというふうな結論にしたいと思いますけれども、何かつけ加えるようなことがありましたら。

**【有川部会長】** よろしいでしょうか。このような結論で、今日の会を終えたいと思います。本当に長丁場、長時間、御協力ありがとうございました。

これで本日の予定された議事は全て終了しましたので、もし何か議案以外についても発言がありましたら、せっかくの機会ですので、ありましたらお願いします。

なければ、事務局のほうに進行をお渡ししたいと思います。よろしく申し上げます。

**【前山契約調整担当部長】** 委員の皆様、長時間お疲れさまでした。これにて部会のほう、

終了させていただきます。本日は貴重な御意見等、様々賜りまして、ありがとうございます。

委員の皆様には、引き続きお忙しい中、御協力をいただくこととなりますが、よろしく御指導のほど、お願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

【有川部会長】 どうもありがとうございました。

了 —